解散公告（第一回）

当公社は、平成二十一年十月二十六日北海道知事の認可により同年同月二十七日をもって解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月十日

北海道日高郡新ひだか町静内御幸町三丁目二番五〇号　新ひだか町土地開発公社

清算人　富田　泰

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年十一月三十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月十日

千葉県東金市家徳六六七番地三九　特定非営利活動法人げんき村21番地

清算人　原島　和雄

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十一年十一月一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月十日

東京都千代田区永田町一丁目一一番一六号　財団法人参友会

代表清算人　戸張　正雄

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年十月二十五日開催の第三回総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月十日

新潟県佐渡市住吉一四八番地　特定非営利活動法人佐渡パブリック・サポート・センター

代表清算人　畠山　幸夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年十一月十四日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十二月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月十日

東京都渋谷区恵比寿四―二〇―三恵比寿ガーデンプレイスタワー一八階　特定非営利活動法人コミュニケーション支援センター

代表清算人　細川　正嗣

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年九月二十八日開催の定時社員総会の決議により、同年九月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十二月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月十日

東京都杉並区西荻北三丁目二二番一七号　中央コーポビル一階一〇六号室　医療法人社団村尾皮膚科医院

清算人　村尾　雅子

解散公告（第二回）

当法人は、平成十六年三月十四日開催の解散総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十二月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月十日

神奈川県横浜市南区中里一―五―一五　認可地縁団体中里町友会

代表清算人　花井　良守

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十一年十一月二十日広島県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十二月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月十日

広島県東広島市福富町下竹仁五〇五番地一　賀茂郡福富町竹仁土地改良区

清算人代表　早志　幹三

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年十一月一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は本公告第一回掲載（平成二十一年十二月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月十日

東京都中央区銀座七丁目二番四号松尾ビル　財団法人満鉄会

代表清算人　庵谷　磐

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年九月三十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十二月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月十日

長崎県大村市東三城町一一番地四　特定非営利活動法人ムコ多糖症支援ネットワーク

清算人　田﨑耕太郎

配当公告

島根県八束郡東出雲町大字出雲郷五三三番地二　破産者　木谷鉄工所こと　石川　昭夫

右の者に対する松江地方裁判所平成二十年(フ)第二五二号破産事件の中間配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額　金二〇〇、〇七二、九九五円

一、配当することのできる金額　金七、六七八、五八五円

平成二十一年十二月十日

島根県松江市片原町一〇〇番地　破産管財人　高野　孝治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道苫小牧市錦町二丁目四八番地、最後の住所北海道苫小牧市のぞみ町三丁目二番八号　被相続人　亡　北川大二郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月十日

北海道苫小牧市元中野町三丁目三番一〇―六〇五号　相続財産管理人司法書士　岡田　圭正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍札幌市中央区北一四条西二〇丁目三四番地、最後の住所札幌市南区澄川五条一三丁目三番五号　被相続人　亡　髙木　清一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月十日

札幌市中央区南一条西一三丁目三一七番地　三フナコシヤ南一条ビル五階札幌双葉法律事務所　相続財産管理人弁護士　木場　知則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県由利本荘市岩谷麓字麓二一四番地一、最後の住所秋田県由利本荘市岩谷町字大宮田三二八番地一三、市営住宅新大宮田団地A―一　被相続人　亡　小山　英彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月十日

秋田県由利本荘市薬師堂字谷地一二七番地三〇　相続財産管理人　佐々木恭司

第65期決算公告

平成21年12月9日　東京都中央区銀座三丁目9番11号

株式会社紙パルプ会館

代表取締役社長　中島　巖

貸借対照表の要旨　（平成21年9月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	72,059	流動負債	592,074
固定資産	7,243,328	固定負債	4,350,880
有形固定資産	7,175,565	**負債合計**	**4,942,954**
無形固定資産	1,100	株主資本	169,146
投資その他の資産	66,662	資本金	400,000
		利益剰余金	△230,853
		その他利益剰余金	△230,853
		（うち当期純利益）	(113,345)
		評価・換算差額等	2,203,286
		その他有価証券評価差額金	9,513
		土地再評価差額金	2,193,773
		純資産合計	**2,372,433**
資産合計	**7,315,387**	**負債・純資産合計**	**7,315,387**